

地方独立行政法人北九州市立病院機構における会計監査人の選定に関する 業務仕様書

1 名 称

地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）における会計監査人業務

2 目 的

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、法人は、法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る会計監査人の監査を受ける必要がある。

また、法第36条の規定により、当該会計監査人は設立団体の長（北九州市長）が選任することとなっている。

そこで、会計監査人業務を行うことができる監査法人等に提案を求め、人員体制、業務実績、見積額等を総合的に評価することにより、法人の会計監査人として高い専門性を担保し、費用対効果の拡大を目指すものである。

3 監査対象機関及び所在地（令和7年4月1日時点）

機 関 名		所 在 地
地方独立行政法人 北九州市立病院機構	医療センター	北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号
	八幡病院	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
	看護専門学校	北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号
	機構本部	北九州市小倉北区古船場町1番35号

4 業務の内容

法第35条の規定に基づく、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施並びに法第34条第2項の規定に基づく意見書の提出

<具体的内容例>

地方独立行政法人法の規定による会計監査人としての業務具体例は以下のとおり。

【令和7年事業年度】

- （1）法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書に対して、法令等の規定に基づき行う監査業務
 - ・ 予備調査・監査計画の作成
 - ・ 期末監査
 - ・ 監査報告書の作成
- （2）法人理事・監事との連携業務
 - ・ 監査計画についての意見交換

- ・監査についての報告・意見交換
 - ・監査報告書についての説明・意見交換
 - ・その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等
- (3) 法人の内部監査部門との連携（情報交換等）業務
- (4) 本市（保健福祉局地域医療課）との連携（説明、報告、情報交換等）業務
- (5) 法人会計についての助言・相談対応業務
- (6) 法人の経営に関する助言・相談対応業務
- (7) 期中監査

【令和8年事業年度】

令和8年事業年度の契約にあたっては、令和7年事業年度の課題等を踏まえた対応を行うこととする。

【令和9年事業年度】

令和9年事業年度の契約にあたっては、令和8年事業年度の課題等を踏まえた対応を行うこととする。

5 監査実施体制

本監査業務の実施にあたっては、公認会計士による監査チームを構成して実施することとし、そのチーム内の公認会計士1名を本監査業務に係る統括責任者（監査責任者）として指定し、本監査業務全般の管理を行うこと。

6 その他留意事項

(1) 法令の遵守

本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の趣旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。

(3) 守秘義務

本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この義務は、事業者は契約期間終了後においても、担当者は担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。

(4) 書類保管

法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。

7 法人の概要【令和7年4月1日現在】

名 称	地方独立行政法人北九州市立病院機構
設 立 日	平成31年4月1日
定 款	地方独立行政法人北九州市立病院機構定款

関 係 法 令	地方独立行政法人法、同施行令
役 員	理事長 1 名 副理事長 1 名 理事 4 名 監事 2 名
職 員	職員数 1,953 名
資 本 金	1,594,209 千円
予 算 規 模	386 億円
取引金融機関	(株) 福岡銀行

8 設置する病院の概要

名 称	稼働病床数 (床)	診療科数	入院患者数 (人)	外来患者数 (人)
医 療 セ ン タ ー	514	41	延患者数 143,752 1 日平均 392.9	延患者数 248,880 1 日平均 1,025.1
八 幡 病 院	312	29	延患者数 82,203 1 日平均 224.5	延患者数 113,759 1 日平均 468.3

※令和 5 年度実績

(参考)

- ・地方独立行政法人北九州市立病院機構 ホームページ <http://www.kitakyu-cho.jp/>